

令和5年5月8日

保護者 様

宇都宮市立富屋小学校長 五十嵐 市郎

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃より本校の教育活動にご支援とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、国の方針を受け、宇都宮市教育委員会より5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症への対応について指示がありました。つきましては、主な対応及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 平時における感染症対策について

※ 全ての教育活動については、以下の感染対策を講じた上で通常通り実施します。

(1) 家庭との連携による健康観察

保護者の皆様には、児童の健康状態をよく把握していただき、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するなどの対応をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の疑いにより欠席であった場合、これまでは出席停止等の扱いとしていましたが、今後は、病欠扱いとなります。尚、健康観察表による健康観察は行いません。

(2) 適切な換気の確保

気候上可能な限り常時2方向の窓を開けて換気を行います。

(3) 手指衛生や咳エチケットの指導

外から教室に入るとき、トイレの後、給食の前後等、流水と石けんでの手洗いを指導します。また、咳やくしゃみをする際は、ハンカチ等で口や鼻をおさえ、他者に飛沫を飛ばさないよう咳エチケットの指導を行います。

(4) マスクの着用の考え方

児童生徒及び教職員に対して、着用を求めないことを基本とします。ただし、着脱を強いることのないようにし、個人の選択を尊重します。

2 感染流行時における感染対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用するとともに、児童に着用を促します。ただし、その場合でも着用を強いることがないよう配慮します。

また、各教科等の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、近距離や大声での会話を控える等の対策を講じます。

3 感染者及び濃厚接触者の取扱いについて

(1) 感染者について

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、出席停止となります。出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。なお、児童等の中で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切な指導を行います。

(2) 濃厚接触者について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなりました。そのため、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。

4 学校休業等の対応について

同一の学級において複数の児童等の感染が判明した場合には、学校と市教育委員会が相談の上、学級休業等の判断を行います。

5 その他

(1) 給食について

教室においては、国の指示による適切な距離が取れない学年があることから、当分の間グループ等にはせず、前向きによる給食を継続します。

(2) 交流学习等について

交流学习等については本校の特色ある学習活動につき、感染対策を十分に行之対応するものとします。ただし、食を伴う交流活動については当分の間実施内容を検討し実施の可否を判断します。